



# イベント・出店区画 ご利用案内

いろは蔵タウンマネジメント株式会社  
(2026.3改定)



# いろは蔵パーク イベント広場 出店区画



① みんなの広場 / キッチンカー・テント出店・全面利用



② まちの広場 ③ けやき広場 / キッチンカー・テント出店・全面利用



④ キッチンスタジオiGot / レンタル

⑤ 屋内スペース / 物販・キャンペーン

## 料金表



使用料金(税込)			
	出店種別/スペース	平日	土日祝日
①	屋外/みんなの広場 全面使用	11,000円/日	22,000円/日
②	屋外/まちの広場 全面使用	11,000円/日	22,000円/日
③	屋外/けやき広場 全面使用 ※コンセントあり	11,000円/日	22,000円/日
④	キッチンスタジオiGot(レンタルスペース) ※別途の申込みが必要	1,200円/1h	1,500円/1h
⑤	屋内/出店スペース (4600×1500) ※コンセントあり	業種・曜日により異なります。 詳細は申込前にご相談ください。	
⑥	キッチンカー (1台6×3m程度) テント出店 (1区画3×3m) ※①②区画内への出店 ※イベント開催時は別途設定	2,000円/日	3,000円/日

### 【天候基準】

施設内の安全を確保するため、悪天候及び風速8m以上が見込まれる場合、出店を見合わせていただく場合がございます。

### 【出店者都合によるキャンセルの場合】

①②③⑥は、2日前までの申出で無料です(荒天時による急なキャンセルは応相談)

④は、キッチンスタジオiGotへご確認下さい。

⑤は、2週間前までの申出で無料です (応相談)

※当日、及びご連絡がない場合は100%お支払いいただきます。

### 【支払い】

当日開催前に「現金」にてお支払いください。

※「全面使用」の場合は請求書対応が可能です。ご相談下さい。

ご注意:レンタル品の破損及び紛失が発生した場合はレンタル品と同じ商品を購入し返却いただきます。

### 備品貸出料金(税込/1日あたり)

	名称	
①	テント(3×3m、重り付き)	1,100円/日
②	長テーブル2個セット(W1800×D450)	1,100円/日
③	客席テーブル(W400×D500)/5台単位	1,100円/日
④	丸イス/10脚単位	1,100円/日
⑤	LEDライト(2個セット)	1,100円/日

## ご利用案内

### 【目的】

いろは蔵パーク内、屋外広場でのイベントを開催。施設内への集客を図ると共に、まちを盛り上げる「にぎわい創出」の拠点を目的とします。

### 【運営／施設管理者】

いろは蔵タウンマネジメント株式会社

### 【利用時間】

10:00～20:00の時間内 ※⑤屋内出店スペースは20:00までに撤収

### 【申込先／問合せ先】

まずは電話でお問合せ下さい。

TEL/0234-25-4117 FAX/0234-25-4120

Email/irohagura.town@gmail.com

担当/伊藤・加藤・佐藤

### 【申込方法】

(1) 事前に施設管理者にお問い合わせください。

(ア) キッチンカー／テント区画出店の場合 原則、出店の1週間前まで

(イ) 広場全面使用の場合 申込…開催1か月前

イベント企画書を提出…開催3週間前

弊社実施可否決定…開催2週間

(2) ご提出書類

≪全出店者共通≫

(ア) イベント出店申込書

(イ) 営業許可証(食品を取り扱う場合)

≪広場全面使用者≫

(ウ) イベント企画書

(エ) 次項に定める手続きにおける届出証、許可証等の写し

### 【広場全面利用の場合】

(1) 事前に施設管理者に「イベント企画書」をご提出ください。

(2) イベントの主催は申込された貴社(使用者)となります。企画及び出店者は使用者にて調整の上施設管理者にご報告願います。

(3) 下記手続きが必要です。

(ア) イベント保険加入／開催7日前までの手続き推奨

加入済みであればその証券の写しをご提出ください。または施設管理者にて斡旋が可能ですのでご相談ください。

(イ) 露店等の開設届出書(消防署予防課)／開催3日前まで手続き推奨

多数の者の集合する催しに際して、火を使用する器具等(こんろ、発電機等)を使用する露店等を開設する場合に要提出、その規模によっては事前相談が必要です(開設するすべての露店において、火を使用する器具を使わない場合を除く)。使用者から消防本部予防課へ直接ご相談、届出願います。

(ウ) 保健所／開催10日前まで手続き推奨

飲食物の調理・提供に際し手続きが必要な場合は使用者にて行ってください。

(4) 音響設備を使用する場合は、テナント及び近隣住民の日常生活の妨げとならない範囲で行ってください。また、夜間については、スピーカー等を用いた音楽の演奏や再生時にご相談ください。なお、騒音などで通行者や近隣住民から苦情が出た場合は使用を禁止していただく場合があります。

### 【施設内テナントへの配慮】

(1) 施設テナントの営業が優先です。

(2) 施設内のお客様が通行する導線を十分に確保してください。

(3) テナント区画前(軒下)には、原則出店できません。

(4) テナント販売商品と同じ、また類似していると認められた商品の販売はお断りする場合がございます。

(5) テナント、テナント従業員及びそのお客様の迷惑となるような行為はおやめください。

### 【火器使用許可】

(1) 火気使用及び発電機使用の場合は事前にお申出ください。

(2) 消火器は各自で必ずご用意下さい。

### 【衛生管理】

(1) 飲食関連の販売については、各業種の営業許可もしくは酒田市内のイベント等で有効な臨時営業許可や移動食品営業許可証を取得している方に限ります。

(2) 食品衛生法に基づく許可等、出店者の営業に必要な許認可手続きは出店者の責任で個々に対応してください。

(3) 食品を取り扱う出店者は、食品衛生法のルールを守り、消費者に対して安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒防止など食品管理には十分注意してください。

### 【搬入搬出、車両、清掃】

(1) 指定した搬入口より入場してください。

(2) 広場内への搬入車両、及びキッチンカーの入場は、原則10:00までといたします。止む無く10:00以降の入場の際は、車両誘導担当者が先導の上、お客様の通行に厳重に注意し入場してください。

(3) 搬入搬出の際は他者(お客様)の迷惑となるような行為はおやめください。

(4) 施設内駐車スペースは来場のお客様が優先となります。出店者の駐車占領はご遠慮下さい。

(5) 施設内にはゴミステーションはございません。出店場所及びその周辺は出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については出店者が責任を持って回収し必ず持ち帰って下さい。

## 出店規約等

出店規約、その他記載事項に同意いただける方のみ、出店の受付が可能です。

### 【出店規約】

- (1) 出店規約に違反した方は退場をお願いする場合があります。
- (2) 出店は申込者本人が必ず参加して下さい。代理出店は認めません。
- (3) 出店者は施設管理者の指示に従ってください。
- (4) 出店場所は施設管理者が決定します。
- (5) 原則として申込み区画内に収まるスペースでの出店になります。
- (6) 一部区画を除き、原則、電気、水道は供給出来ません。必要な場合は各自持ち込みとなります。
- (7) 会場での火器使用は可能ですが、事前に施設管理者に届けて下さい。
- (8) 偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物等、社会通念上不適当と思われるもの及び法律・関係条例・規則等に抵触する物品の持込・販売はできません。
- (9) 会場での盗難や破損、事故、または、販売商品による食中毒や事故等が発生した場合は、当該販売者の責任で速やかに対応してください。同時に主催者に必ず報告をお願いします。
- (10) 会場施設の破損など主催者側に損害を与えた場合は、いかなる場合も自己負担にて補償してください。また、第三者に損害を与えた場合も、使用者及び出店者の責任で解決してください。
- (11) 開催中に発生した人身事故、物損事故等について、施設管理者は一切の責任・補償を負いません。
- (12) 出店を取りやめる場合は、施設管理者へ速やかにご連絡ください。
- (13) 施設内は全面禁煙です。

### 【反社会的勢力でないことの表明・確約】

- (1) 使用者及び出店者は、暴力団・暴力団員・暴力団関係企業、団体・その他反社会的勢力に属していないものであり、直接ならびに間接的にも一切関与していない者
- (2) 出店関係者が下記のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
  - (ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (オ) 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 出店関係者は第三者を利用して下記に該当する行為を行わないこと
  - (ア) 暴力的な要求行為
  - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いての信用を棄損し、または業務を妨害する行為
  - (オ) その他前各号に準ずる行為

### 【規約の改定】

施設管理者は本参加規約他を随時変更することができるものとします。本参加規約の改定はホームページにて告知しその時点をもって全ての事項は改定後の募集要項・参加規約に準じるものとします。(2026年3月31日改定)